

令和3年度 第1回三郷市個人情報保護審議会 会議録

開催日時	令和3年7月26日（月）10：00～11：00							
開催場所	市役所本庁舎7階農業委員会議室							
委員の出席状況								
篠田 直人	会 長	出席	岡庭 大吉	委 員	出席			
田原 真理	副会長	出席	工藤 榮子	委 員	出席			
竹内 嘉洋	委 員	欠席	磯部 ゆき子	委 員	出席			
梶野 陽久	委 員	出席	山口 陽介	委 員	出席			
事務局	松岡参事 善生課長補佐 工藤係長 高橋主任 内田主事 情報政策課 上野課長補佐							
案件提出課	収納課 石橋係長 児玉主事 商工観光課 恩田課長 坂本係長 健康推進課 高橋係長 古庄主査 長寿いきがい課 大杉主任 障がい福祉課 川原係長 石綿係長 子ども支援課 岡安係長 池田係長 面来主事 指導課 中山主任指導主事 長嶋指導主事							
1 開会 事務局松岡参事から開会宣言 10：00開会								
2 会長あいさつ								
3 会議録署名								
4 審議								
（1）諮問事項								
諮問第1号～諮問第22号について								
（2）報告事項								
報告第1号～報告第7号について								
5 事務局連絡事項								
6 閉会								

4 審議

(1) 諮問事項 諮問第1号から諮問第22号まで事務局から概要説明

質疑

篠田会長 諮問第5号、9号、10号について、委託先に引き渡す個人情報の項目に口座とありますが、市民の口座情報ですか。滞納者に対して呼びかけをする際に、口座情報を使われるということですか。

児玉主事 市役所に届出がされている各税目ごとの口座振替情報を提供しております。滞納者の口座から引き落としができなかったときの確認に使用しておりますが、不要な情報については提供しないよう注視いたします。

篠田会長 同じく諮問第5号、9号、10号について、10号は委託の条件の「その他（委託業務終了後情報の破棄）」に、○がついていますが、5号と9号にはついていません。何か違いがあるのですか。

児玉主事 書面の整合性が図れていませんでした。5号と9号の業務についてもきちんと破棄する契約を結んでます。

篠田会長 では修正をお願いします。

田原副会長 諮問第2号の目的外利用をした個人情報の項目に出国の確認とありますが、外国人の納税者を想定しているということでしょうか。

児玉主事 外国人と日本人両方です。

田原副会長 出国といっても色々あると思いますが、出国して納税が不可能になった状態の方の確認や、日本人であれば移住されたとか、そういうことを想定されていますか。

児玉主事 はい、想定しています。

田原副会長 出国だけでなく県外や市外への転出情報も利用していますか。

児玉主事 利用しています。

梶野委員 納付呼びかけセンターの事業者を教えてくださいませんか。また、諮問第5号、9号の立入調査の欄にチェックが入っていませんが実施場所はどちらですか。

児玉主事 委託業者はトランスコスモス株式会社です。市役所内で業務を実施しているので立入調査はしていません。

梶野委員 電話番号の収集対象は、滞納者だけですか、それとも納税者全てですか。

児玉主事 滞納者のみです。

山口委員 諮問第11号と12号について、「新型コロナウイルスワクチンの2回目の接種を受けた時点において本市の住民基本台帳に記録されているかたを抽出」とあります。現在ワクチンが高齢者から順番に接種されて

いると思いますが、都度対象者の抽出を行うのか、それともある一定の日にちに対象者を抽出しているのでしょうか。

坂本係長 現時点では月に1回程度対象者を抽出し発送する形を考えております。

山口委員 例えば、現時点で2回の接種を完了している方は高齢者ではいらっしゃるかと思いますが、若い方の場合、接種完了が年度末になることが想定されます。クーポン券の有効期限が令和4年2月28日までとなっていますが、有効期限の延長はなく、ここで一旦区切られるということですか。

坂本係長 現時点ではその方向で考えています。

田原副会長 諮問第21号に新たに債権の登録とありますが、具体的にどのようなものを想定されていますか。

面来主事 例えば分納しているなどの市税の滞納状況や管理記録です。管理記録に対象者とのやりとりですとか、色々な家庭事情があるという記録があれば、それを踏まえて、家庭の経済的困窮や金銭管理能力の有無を面談の事前資料として把握し、より速やかな対策をとることを目的にしています。主に対象者と担当者とのやりとりについて把握するために収集する項目に入れています。

田原副会長 登録票には債権と債務の2つの項目があります。今の説明は市から納税者に対する債権だと思いますが、債務はどういうものですか。

岡安係長 子ども支援課が虐待に対する方針を立てる際に経済的困窮が疑われる場合、速やかに警察や児童相談所とも連携を取り緊急性の有無などを判断します。その判断材料を収納課の情報から得るため記載しています。

田原副会長 債権・債務という形で保護者の財産状況を把握するという意味ですか。

岡安係長 そうでございます。

田原副会長 債権の項目の追加は市側からの債権という意味ですか。

岡安係長 保護者の財産状況に係るもののうち、市の収納課で把握しているものを意味しております。

篠田会長 その他ご質問ございますか。質問がないようですので、諮問を承認することで異議はございませんか。

一同 異議なし。

篠田会長 それでは異議なしと認め、承認します。

(2) 報告事項 報告第1号から報告第7号について事務局から概要説明

篠田会長 ご質問ございますか。質問がないようですので、報告を受理すること
で異議はございませんか。

一同 異議なし。

篠田会長 それでは異議なしと認め、受理します。

5 事務局連絡事項

令和3年度第2回三郷市個人情報保護審議会の日程

事務局 次回の「令和3年度第2回個人情報保護審議会の日程」につきまして
は、慣例により10月となっておりますが、現在の委員の皆様が任期が
9月30日までとなっておりますので、事務局に御一任いただきたいと思います。

さて、現体制で開く審議会は今回が最後となります。皆様にはこれまで
三郷市の各課で行っている個人情報の保護に関連する事業について、数々
の貴重なご意見・ご提言をいただきましたことに感謝申し上げます。

田原副会長 皆様お疲れさまでした。これで令和3年度第1回三郷市個人情報保護
審議会を閉会いたします。

署 名 欄	会 長	
	署名委員	
	署名委員	